

学校給食施設整備実施計画

平成 23 年 1 月

成田市教育委員会

はじめに

1. 実施計画策定の背景	1
2. 親子方式移行の目的	1
3. 実施計画策定の目的	2

I. 各学校における給食施設整備の可能性

1. 各学校施設の現況の把握	3
(1) 調査	3
(2) 余裕教室等の給食施設への転用の可能性	4
2. 給食施設整備の可能性	5

II. 給食施設配置計画

1. 給食施設の配置方針	10
2. 将来給食数の算出及び組合せ	11
(1) 将来給食数の算出	11
(2) 組合せ	12

III. 施設の整備計画

1. 施設整備計画	15
(1) 給食施設の平面レイアウト	15
(2) 給食施設に求められる機能の整理	15
2. 施設規模と配置	18
3. 整備スケジュール	29
4. パブリックコメントの実施結果	30
5. 課題の整理	32

資料編

1. 詳細調査対象校調査図面	33
2. 学校給食法（抜粋）	53
3. 学校給食衛生管理基準（抜粋）	56

はじめに

1. 実施計画策定の背景

現在、市内の小中学校の学校給食は、成田（玉造）、下総（名古屋）、大栄（松子）の3ヶ所の学校給食センターで調理し、各学校に配送している。

このうち成田（玉造）の学校給食センターは、昭和49年（本所）、昭和54年（分所）に建設され、ともに経過年数が30年を超え、近年、施設・設備の老朽化が著しくなっている。またドライシステムに対応しておらず文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に適合していないため、その再整備が急務となっている。

学校給食施設の整備方針は、平成21年度に策定した「学校給食施設整備基本計画」において、1つの学校に整備する給食施設から近隣の複数の学校に給食を提供する「親子方式」に移行していくことが決定している。

2. 親子方式移行の目的

本実施計画では、以下に示す3点を目的とし、親子方式の給食施設整備計画を行う。

①食物アレルギーへの対応

各個人の症状に応じたきめ細かな対応が可能となるような施設を整備する。

②あたたかい給食の提供

「学校給食衛生管理基準」に示される「調理後2時間以内に給食できるよう努めること」を満たし、あたたかい給食が提供できる施設配置とする。

③食育の推進

見学対応、栄養指導や地産地消などの食育を推進できる施設を整備する。

※食物アレルギー対応食の方針

本市では、「親子方式」に移行するにあたり、食物アレルギー対応食の提供を開始する計画であり、以下に本市における食物アレルギー対応の現状と方針を示す。

①現状

本市では平成22年度現在、小学校で約220人、中学校で約60人が食物アレルギーを有しており、年々増加傾向にある。

現在は、保護者に対し、該当するアレルゲンを示した献立表を配布し、個人で判断をしている状況である。保育園では食物アレルギー対応をしているため、小学校入学時に保護者からの要望も多い。

②方針

親子方式による施設整備を進めていく中で、除去食や代替食に対応するため専用のアレルギー調理室を設置する。最初は卵・乳の除去食から始める。その後、種類を増やしていき、出来るだけ早期に特定原材料（※）を除去できる体制を構築し、最終的には代替食の提供を目標とする。

食物アレルギーは、症状によっては生命の危険にもつながるおそれがあるため、児童生徒の個別の症状を十分に把握し、適切に対応していくことが求められる。このようなことから、食物アレルギー対応マニュアル等を作成し、関係者が共通の認識を持って対応する必要がある。作成にあたっては、専門家の意見を参考にする。

※ 食品衛生法施行規則により表示の義務があるもの
(卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かきの7品目)

3. 実施計画策定の目的

各学校の現状を把握した上で、親子の組合せ及び給食施設の配置計画を行い、将来にわたっての施設の整備実施計画を策定することを目的としている。

I. 各学校における給食施設整備の可能性

1. 各学校施設の現況の把握

(1) 調査

- ①各学校施設の現況調査については、施設台帳を基に市内全域の小学校及び中学校の調査を行い、校舎、配膳室等の配置、接道条件、法規制等の状況を整理した。
- ②給食施設の配置計画を行うための詳細調査（現地調査含む）は、以下の条件により給食施設の配置の可能性のある学校を対象に行った。
- ・下総分所及び大栄分所は平成2年に建設されており、成田（玉造）の施設に比べ、再整備が急務ではないため、成田地区の学校を詳細調査の対象とした。
 - ・食育面を考慮すると、小学校への給食施設の配置が望ましいため、小学校を中心として詳細調査を行った。ただし、学校が小規模であり給食施設の配置が困難であることが明確な学校については、詳細調査対象外とした。
 - ・小学校に給食施設の配置が困難な場合、中学校について詳細調査を行った。

【詳細調査対象校一覧】

小学校一覧	中学校一覧
①成田小学校	⑱遠山中学校
②遠山小学校	⑲西中学校
③三里塚小学校	⑳吾妻中学校
④八生小学校	
⑤公津小学校	
⑥向台小学校	
⑦加良部小学校	
⑧橋賀台小学校	
⑨新山小学校	
⑩吾妻小学校	
⑪玉造小学校	
⑫中台小学校	
⑬神宮寺小学校	
⑭平成小学校	
⑮本城小学校	
⑯公津の杜小学校	
⑰美郷台小学校	

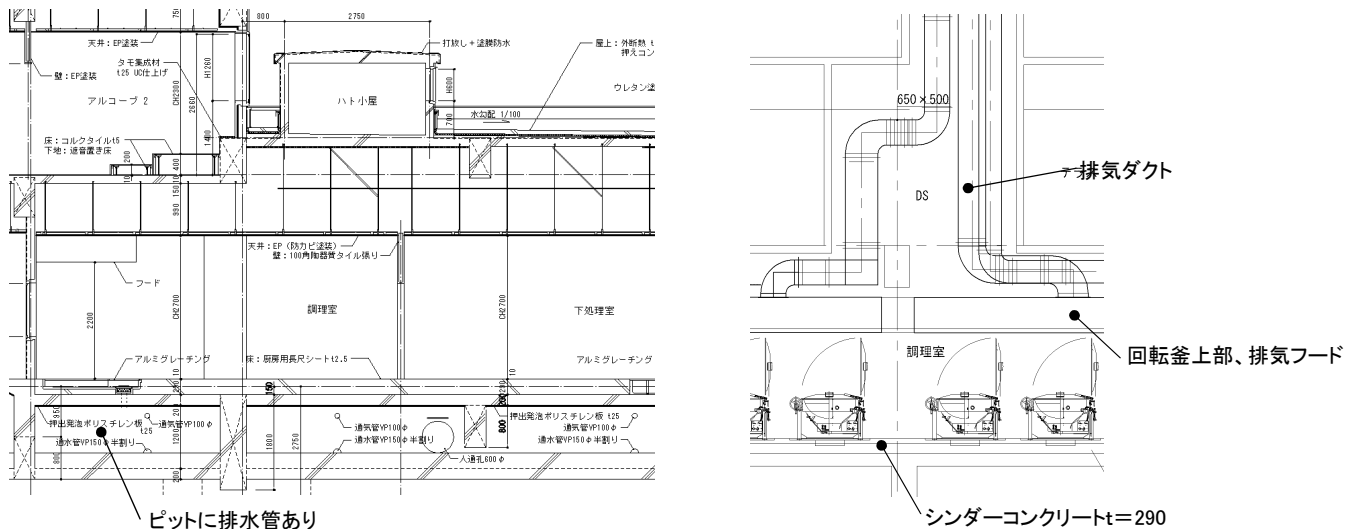
※詳細調査を行った学校の図面は、資料編（P. 33～P. 52）を参照

(2) 余裕教室等の給食施設への転用の可能性

将来的に、児童生徒数が減少すると予想される地域に立地する学校では、余裕教室が発生する。既存ストックの有効活用の観点から余裕教室の給食施設への転用の可能性を検討した。

①給食施設の断面計画

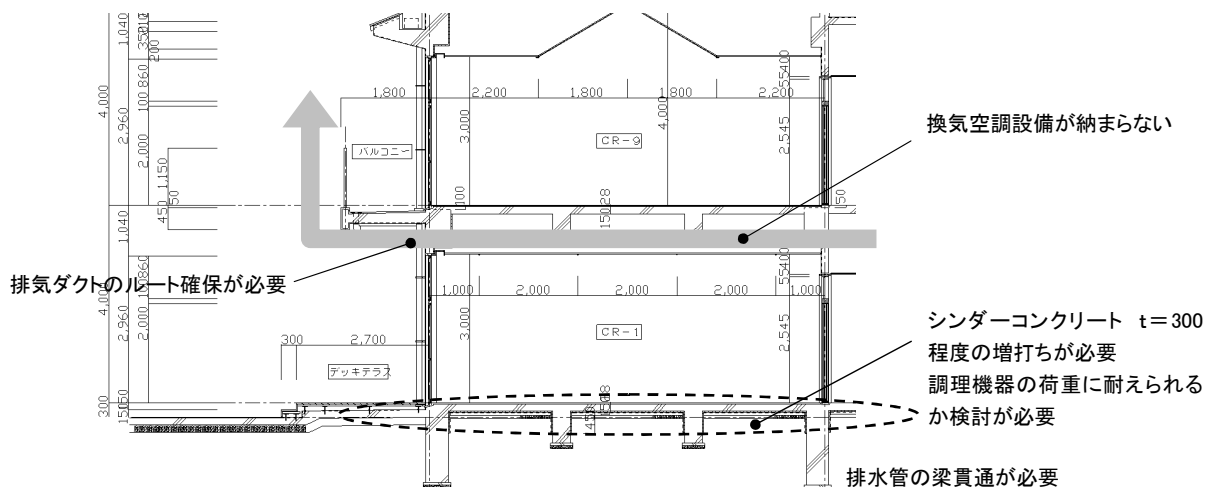
以下の図に示す通り、一般的に給食施設には、給排水関係の配管スペースとなる床下ピット、換気空調関係の配管スペースや機械スペースとなる天井懐が必要となる。



(参考)給食室断面図

②現況の普通教室の断面構成

教室として利用されていた室では、ほとんどの場合地下ピットを設置していないため、必要な給排水経路の確保が困難である。また、給排水配管が梁を貫通する必要があるが、構造的に困難である。また、天井懐及び階高に余裕がないため換気空調設備を設置することも困難である。



(参考)公津の杜小学校断面図

③余裕教室等の給食施設への転用の可能性

上記①、②より既存校舎の余裕教室等を給食施設へ変更することは困難である。

2. 給食施設整備の可能性

詳細調査を行った学校について、給食施設設置可能スペース、学校運営への影響、周辺環境への影響、既存校舎への接続（自校分配膳動線）を検討し、給食施設の設置可否を検証した。

次ページからの各学校の給食施設整備についての評価表に示す通り、以下の学校を親として給食施設を整備可能な学校として選定した。

なお、新たに整備される（仮称）公津の杜中学校は、校舎と同時に給食施設の計画が可能であるため、給食施設を整備可能な学校とした。

- ・ 向台小学校
- ・ 加良部小学校
- ・ 橋賀台小学校
- ・ 吾妻小学校
- ・ 神宮寺小学校
- ・ 平成小学校
- ・ 本城小学校
- ・ 公津の杜小学校
- ・ 美郷台小学校
- ・ 遠山中学校
- ・ 西中学校
- ・ （仮称）公津の杜中学校

■各学校 給食施設整備についての評価表

各学校	用途地域	建ぺい率	容積率	給食施設設置スペース		学校運営への影響			周辺環境・景観への影響	既存校舎との接続(自校分配膳動線)	評価	備考
				給食施設設置スペース	給食施設設置スペース	安全確保(車両動線分離)	教室環境への影響	屋外施設への影響				
成田小学校	第一種住居地域	60%	200%	南側	×	△	×	×	△	×	×	近年に配膳室を整備して間もない。想定位置に児童ホームの計画がある。用途の許可が必要
遠山小学校	指定なし	60%	200%	北側(現駐車場) 但し、十分なスペースは無し	×	△	○	○	○	○	×	スペース、接道条件、安全確保面に大きな課題(配膳分が増大)等の課題有り
三里塚小学校	第一種住居地域	60%	200%	北東側(現駐車場) 但し、十分なスペース無し	△	○	○	△	×	△	×	校庭南側の森林は元々御料牧場だった場所であり、給食施設の設置は困難である。用途の許可が必要
八生小学校	指定なし	60%	200%	南東側(現プール部分)	×	△	○	○	○	△	×	周辺道路、動線分離、学校規模(配膳分が増大)等の課題有り
公津小学校	指定なし	60%	200%	北側(現駐車場)	×	△	○	○	○	○	×	接道条件、動線分離、学校規模(配膳分が増大)等の課題有り
向台小学校	第一種中高層住居専用地域	60%	200%	東側(旧ブレハ小学校跡地、芝生広場; 低学年遊び場)	△	△	○	○	○	○	○	スペース、学校運営への影響の低さ及び配膳動線等により整備に適する

■各学校 給食施設整備についての評価表

用途 地域	建ぺい 率	容積率	給食施設設置スペース		学校運営への影響			凡例 (◎：特に優れる ○：優れる △：問題があるが解決可能 ×：大きな問題がある)		備考					
			想定位置	接道(法規面、 アクセス面)	安全確保 (車両動線分離)	教室環境への 影響	屋外施設への 影響	周辺環境・景観 への影響	既存校舎との接 続(自校分配膳 動線)		評価				
第一種中高層 住居専用地域	60%	200%	東側(校舎・第一 運動場間の緑 地及び駐車場)	東側を緑道(W 4m)に面する アクセスは南側 市道(W25 m)からとなる	正門は共用とな り、また運動場及 びプールへの動線 と車両動線が交錯 する	○	校舎の北側であ り、特に日照な どの悪影響なし	緑地・駐車場が なくなるため、 代替スペース等 が必要となる が、用地は確保 可能と考える	○	緑道に近接する が、特に大きな 影響なし	○	既存校舎との接 道は可能(但 し、配膳室は離 れているため、 配膳室も含めた 増築が考えられ る)	○	スペース、学校 運営への影響の 低さ、配膳動線 及び自校分配膳 規模等により整 備に適する	用途の許可が必 要
第一種中高層 住居専用地域	60%	200%	北側(現駐車 場)	緑道・自転車道 (W8m程度) に面する アクセスは南側 正門となる	体育館への渡り廊 下と車両動線が交 錯する	○	校舎の北側であ り、特に日照な どの悪影響なし	駐車場の代替ス ペースが必要 (他に代替ス ペース有り)	○	緑道(及び対面 側の団地)に面 するが特に大き な影響はないと 考えられる	◎	現配膳室との直 接の接続が可能 である	○	スペース及び配 膳動線等により 整備に適する	用途の許可が必 要
第一種中高層 住居専用地域	60%	200%	南側(校舎南側 現庭園)	接道は正門側の 1箇所のみ 申請上の敷地分割 は不可(西側緑 道は狭幅員で接 道とはみなされ ない)	車両動線と、児童 動線(フライン ド、アール)が交 錯する	△	校舎南側への配 膳となり、教室 の日照確保に問 題が発生する	整備された庭園 がなくなると なると、学校との調 整が必要である	○	緑道に近接する が、特に大きな 影響なし	○	既存校舎との接 続は可能(但 し、配膳室は遠 いため、配膳室 も含めた増築が 考えられる)	×	教室環境への悪 影響など、学校 運営への影響が 大きく不可	用途の許可が必 要
第一種低層住 居専用地域	50%	100%	北側(現駐車 場)	西側を市道(W 14m)に面す る	正門は共用とな るが、その他は原 動線との交錯はな い(専用出入口を 設ければ完全分離 可能)	○	校舎の北側であ り、特に日照な どの悪影響なし	駐車場の代替ス ペースが必要 (他に代替ス ペース有り)	△	幅員14mの道 路のみに面して おり、特に問題 なし	◎	現配膳室との直 接の接続が可能 である	○	スペース、安全 確保、配膳動線 等に優れる	用途の許可が必 要
第一種中高層 住居専用地域	60%	200%	①プール西側 ②プール北側	西側市道に矯正 門で接道のみ (他はかけ、緑 道) ②は敷地 分割は不可	正門は共用とな る また、プールの 動線と交錯する	△	①特になし ②教室南側とな り日照への影響	①駐車場代替必 要 正門~校舎 の通路改修必要 ②原草遊び場の 撤去が必要	△	玉造保育園に隣 接(安全面、環 境面にやや課題)	△	①直接接続不可 ②渡り廊下によ る接続	×	接道、動線分 離、学校運営へ の影響、配膳動 線等、総合的に 課題有り	用途の許可が必 要

■各学校 給食施設整備についての評価表

学校	用途 地域	建ぺい 率	容積率	給食施設設置スペース		学校運営への影響		学校運営への影響		周辺環境・景観 への影響	評価	備考	
				想定位置	接続(法規面、 アクセス面)	安全確保 (車両動線分離)	教室環境への 影響	屋外施設への 影響	既存校舎との接 続(自校分配膳 動線)				
中台小学校	第一種中高層 住居専用地域	60%	200%	北側緑道(W4 m)に面する アクセスは南側 道路(W14m 正門側となる)	△	△	校舎の西側であ り、特に日照な どの悪影響なし	倉庫や畑などで 機能は確保しや すい	緑道に面する が、特に問題な し	△	×	屋内運動場、 プールの2つの 動線と車両動線 が交錯する問題 がある	用途の許可が必 要
神宮寺小学校	第一種中高層 住居専用地域	60%	200%	東側約W10m 高低差1m程度 斜路により出入 口設置可	◎	◎	校舎北東側であ り、特に日照、 通風面での影響 なし	駐車場の代替ス ペースが必要 (屋内運動場周 辺等)	△	◎	◎	設置可能なス ペース有り	用途の許可が必 要
平成小学校	準工業地域	60%	200%	①市道(W約8 m)に接続 ②市道に接続	△	△	特に日照などの 悪影響なし	①駐車場の代替 スペースが必要 ②グラウンドの 競技コート変更 等必要	特になし(準工 業地域)	◎	×	自校の配送に 課題有り	用途の許可不要
本城小学校	指定なし	60%	200%	北側(W5.4 m)、東側 (W7.5m)道 路に接続する角 地である	◎	◎	敷地北東端部で あり、特に日 照、通風面での 影響なし	現プレハブ校舎 の建替等が必要	特になし(準工 業地域)	△	◎	完全な動線分離 が可能で、設置 可能なスペース あり	用途の許可不要
公津の杜小学校	第一種低層住 居専用地域	50%	100%	北側W16m、 東側W6m市道 に接続する角地 である	◎	◎	校舎東側であ り、特に影響な し	低学年遊び場が 狭くなる	前面道路の向か いに戸建て住宅 がある(第一種 低層住居専用 地域)	△	◎	接道条件が良 く、設置可能な スペースあり	用途の許可が必 要
美郷台小学校	第一種低層住 居専用地域	50%	100%	北側、東側WG m市道に面する 角地である	◎	◎	校舎北側であ り、特に問題な し	線地及び駐車場 の代替スペース 等が必要となる が、用地は確保 可能と考える	特に大きな問題 なしと考えられ る(但し、第一 種低層住居専用 地域)	◎	◎	スペース、安全 確保、接道、既 存校舎接続など に優れる	用途の許可が必 要

■各学校 給食施設整備についての評価表

各学校	用途 地域	建 べ い 率	容 積 率	給食施設設置スペース		学校運営への影響		凡例 (◎：特に優れる ○：優れる △：問題があるか解決可能 ×：大きな問題がある)		評価	備考
				想定位置	接道（法規面、 アクセス面）	安全確保 （車両動線分離）	教室環境への 影響	屋外施設への 影響	周辺環境・景観 への影響		
遠山中学校	指定なし	60%	200%	北側 （駐車場）	○	◎	○	△	○	○	給食施設の廃水 処理施設の設置 スペースを確保 する必要があり、 用途の許可不要
西中学校	第一種中高層 住居専用地域	60%	200%	北東側 （スポーツ広 場）	◎	○	○	△	○	○	学校運営への影 響が少ない角地 への整備が可能 である
吾妻中学校	第一種中高層 住居専用地域	60%	200%	校舎北側 （バレーコー ト）	△	△	○	△	○	×	接道及び安全面 （動線交錯）な どの課題有り

Ⅱ. 給食施設配置計画

1. 給食施設の配置方針

親子の組合せ及び給食施設の配置について、以下に示す方針により検討を行った。

- ①食物アレルギー対応やあたたかい給食の提供が可能であり、かつ、できる限り効率的な施設とするため、概ね 1000 食から最大でも 1500 食以下の食数規模となるように親子の組合せを行う。
- ②食育面を考慮し、小学校に給食施設を配置することを目指す。ただし、状況によっては中学校へ配置する。
- ③配膳面を考慮し、校舎に接続できる位置に整備するものとし、敷地内における車両配送は行わないこととする。

2. 将来給食数の算出及び組合せ

(1) 将来給食数の算出

親子の組合せを行うに当たって、以下の手順に沿って将来の給食数の算出を行った。

- ①「平成 22 年度 児童・生徒数推移表」(成田市教育委員会)より、小学校は平成 22 年度から 28 年度まで、中学校は平成 22 年度から 34 年度までの最大となる児童生徒数及びクラス数を抽出する。
- ②新設小学校(大栄北部)、新設小学校(大栄南部)の児童数推計値は、「平成 22 年度 児童・生徒数推移表」に記載されていないため、統合予定である各小学校の児童数の推計値の最大となる値を合計した数を採用する。クラス数は同規模の学校を参考に想定する。
- ③成田中学校、西中学校、中台中学校及び(仮称)公津の杜中学校は、通学区域の変更が計画されているため、「平成 22 年度 児童・生徒数推移表」とは別に教育委員会が行った生徒数及びクラス数の推計値の最大となる数値を抽出する。
- ④遠山小学校、三里塚小学校、東小学校、遠山中学校は、児童生徒数の予測が困難な地域であるため、給食施設の整備予定である平成 26 年度の児童生徒数の値を採用する。
- ⑤小学校のクラス数の推計値には、特別学級分 1 クラスを追加する。
- ⑥職員数の推計値は、平成 22 年度と推計時のクラス数の増減分を考慮した値を想定値として採用する。なお、統合予定の学校の職員数は、同規模の学校の職員数を参考に想定する。

以上より算出した児童生徒数と職員数の推計値を合計したものを各学校の食数とし、以下に示す。

■小学校

学校名	推計値		
	児童数	職員数	食数
1 成田小学校	859	51	910
2 遠山小学校	48	14	62
3 三里塚小学校	427	36	463
4 東小学校	22	9	31
5 久住第一小学校	139	15	154
6 久住第二小学校	28	13	41
7 中郷小学校	34	13	47
8 豊住小学校	69	15	84
9 八生小学校	88	16	104
10 公津小学校	178	20	198
11 向台小学校	340	29	369
12 加良部小学校	812	50	862
13 橋賀台小学校	419	31	450
14 新山小学校	297	32	329
15 吾妻小学校	617	32	649
16 玉造小学校	332	25	357
17 中台小学校	165	19	184
18 神宮寺小学校	236	22	258
19 平成小学校	516	44	560
20 本城小学校	340	28	368
21 滑河小学校	71	13	84
22 小御門小学校	138	15	153
23 名木小学校	32	13	45
24 高岡小学校	68	13	81
25 大須賀小学校	92	14	106

学校名	推計値		
	児童数	職員数	食数
26 桜田小学校	118	14	132
27 前林小学校	75	14	89
28 津富浦小学校	133	15	148
29 川上小学校	148	17	165
30 公津の杜小学校	822	43	865
31 美郷台小学校	311	27	338
統合後			
32 久住小学校	287	32	319
33 美郷台小学校	454	37	491
34 下総統合小学校	291	32	323
35 新設小学校(大栄北部)	343	32	375
36 新設小学校(大栄南部)	223	22	245

■中学校

学校名	推計値		
	生徒数	職員数	食数
1 成田中学校	665	49	714
2 遠山中学校	361	40	401
3 久住中学校	153	19	172
4 西中学校	730	61	791
5 中台中学校	234	31	265
6 吾妻中学校	568	37	605
7 玉造中学校	312	25	337
8 下総中学校	174	21	195
9 大栄中学校	324	33	357
10 (仮称)公津の杜中学校	689	59	748

(2) 組合せ

親として給食施設整備可能な学校、食数の推計値、配送条件、配置方針より親子の組合せの検討を行った。その結果の親子方式組合せ一覧表を以下に示す。

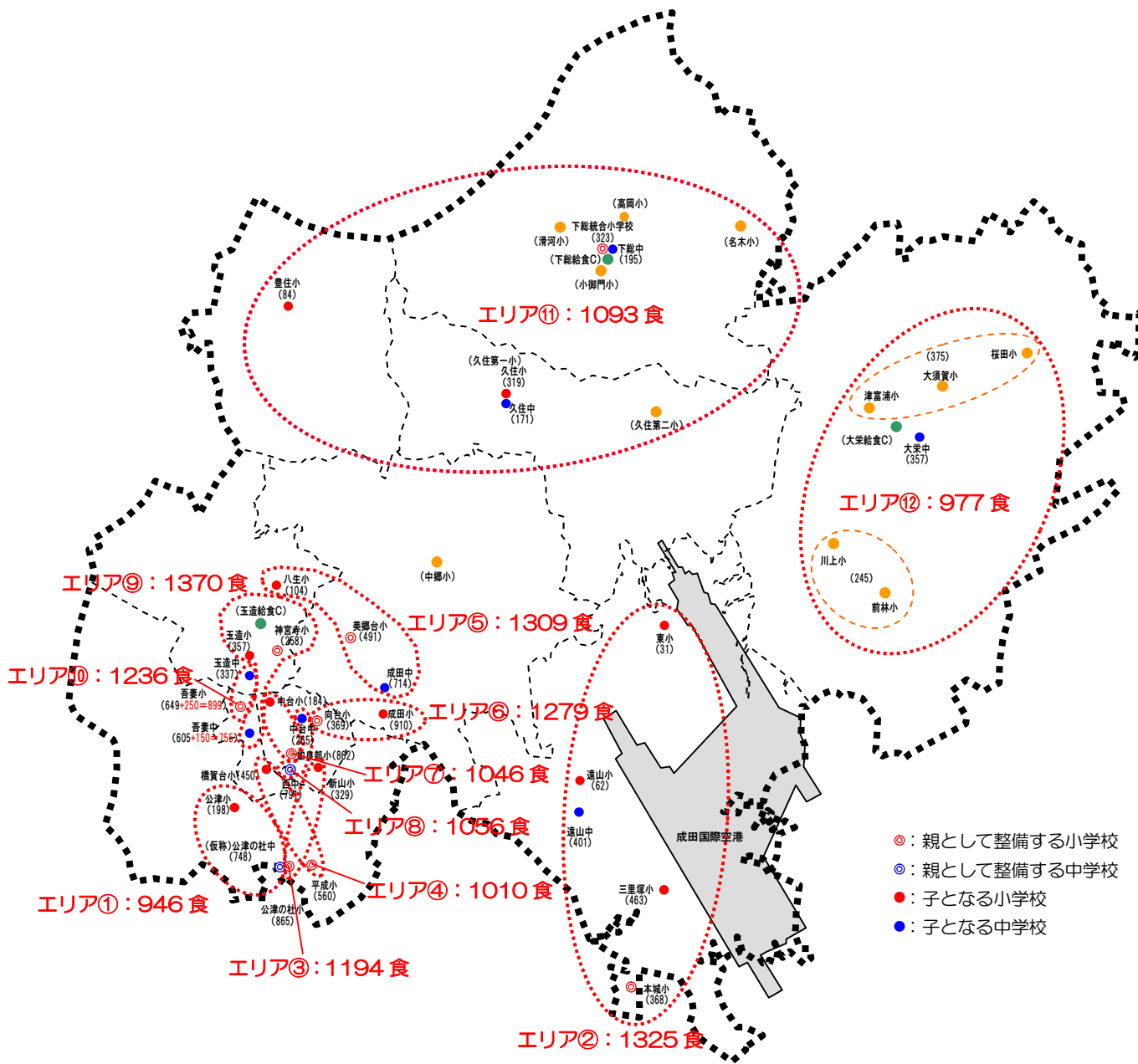
なお、はなのき台地区の宅地分譲が進行中であることを考慮すると、食数の推計値より吾妻中学校は150食、吾妻小学校は250食程度増加すると想定されるため、食数を増やして計画している。

また、エリア②については、整備時期に再度食数の精査を行い、エリア内の食数の合計が1500食を超えるようであれば、遠山中学校を親として遠山小学校及び東小学校を子とする給食施設を追加で整備することとする。

■親子方式組合せ一覧表

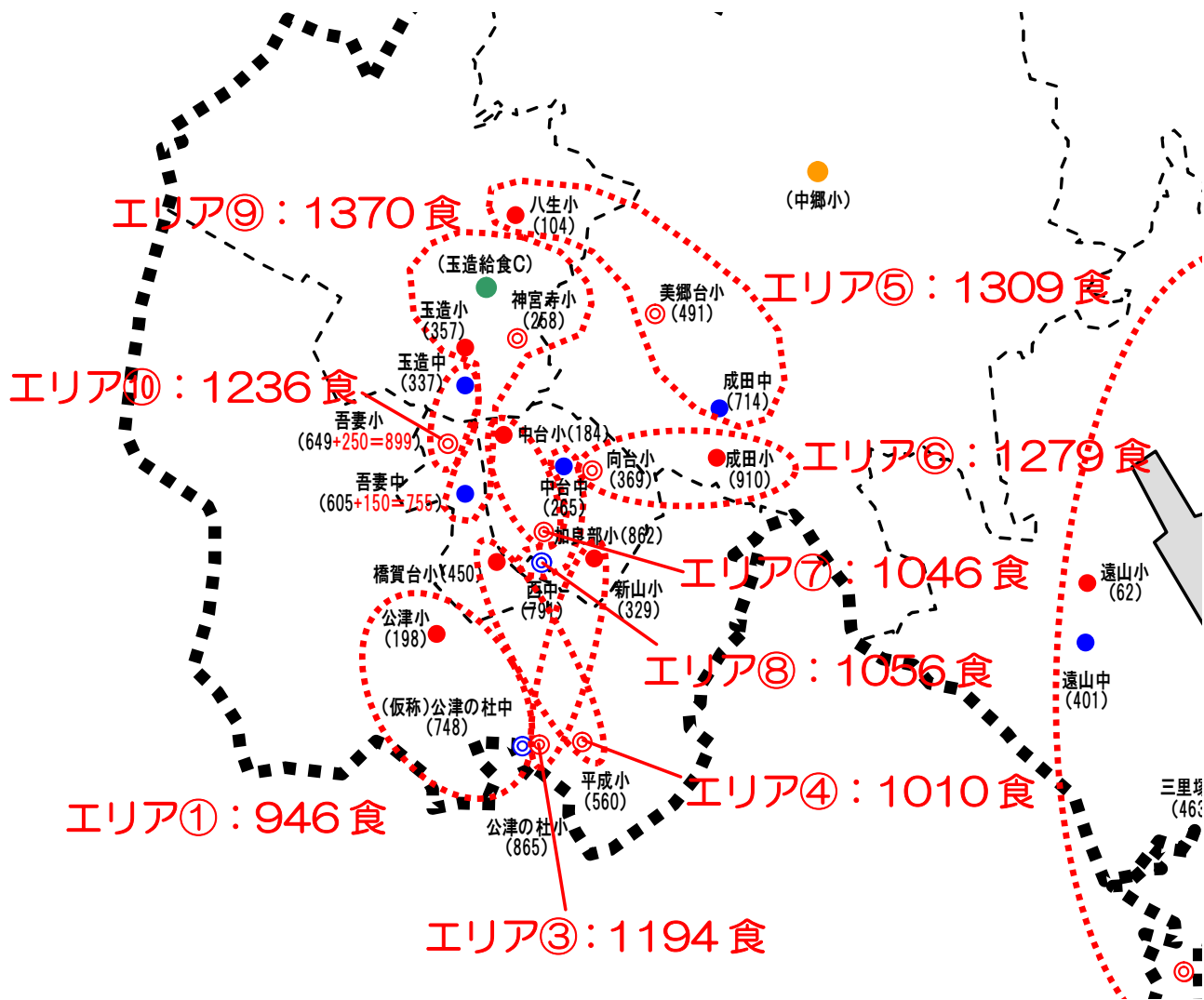
エリア	小中	親子	学校名	食数	合計
エリア①	小	子	公津小学校	198	946
	中	親	(仮称)公津の杜中学校	748	
エリア②	小	子	遠山小学校	62	1325
	小	子	三里塚小学校	463	
	小	子	東小学校	31	
	小	親	本城小学校	368	
	中	子	遠山中学校	401	
エリア③	小	子	新山小学校	329	1194
	小	親	公津の杜小学校	865	
エリア④	小	子	橋賀台小学校	450	1010
	小	親	平成小学校	560	
エリア⑤	小	子	八生小学校	104	1309
	小	親	美郷台小学校	491	
	中	子	成田中学校	714	
エリア⑥	小	子	成田小学校	910	1279
	小	親	向台小学校	369	
エリア⑦	小	親	加良部小学校	862	1046
	小	子	中台小学校	184	
エリア⑧	中	親	西中学校	791	1056
	中	子	中台中学校	265	
エリア⑨	小	子	玉造小学校	357	1370
	小	親	神宮寺小学校	258	
	中	子	吾妻中学校(+150食)	755	
エリア⑩	小	親	吾妻小学校(+250食)	899	1236
	中	子	玉造中学校	337	
エリア⑪	小	子	豊住小学校	84	1093
	小	子	久住小学校	319	
	小	親	下総統合小学校	323	
	中	子	久住中学校	172	
	中	子	下総中学校	195	
エリア⑫	小	親	新設小学校(大須賀小・桜田小・津富浦小)	375	977
	小	子	新設小学校(前林小・川上小)	245	
	中	子	大栄中学校	357	

親子組合せ全体配置図



エリア①	親：(仮称)公津の杜中学校	子：公津小学校
エリア②	親：本城小学校	子：遠山小学校、三里塚小学校、東小学校、遠山中学校
エリア③	親：公津の杜小学校	子：新山小学校
エリア④	親：平成小学校	子：橋賀台小学校
エリア⑤	親：美郷台小学校	子：八生小学校、成田中学校
エリア⑥	親：向台小学校	子：成田小学校
エリア⑦	親：加良部小学校	子：中台小学校
エリア⑧	親：西中学校	子：中台中学校
エリア⑨	親：神宮寺小学校	子：玉造小学校、吾妻中学校
エリア⑩	親：吾妻小学校	子：玉造中学校
エリア⑪	親：下総統合小学校	子：豊住小学校、久住小学校、久住中学校、下総中学校
エリア⑫	親：新設小学校(大須賀小学校、桜田小学校、津富浦小学校)	子：新設小学校(前林小学校、川上小学校)、大栄中学校

親子組合せ全体配置図 成田地区拡大版



Ⅲ. 施設の整備計画

1. 施設整備計画

(1) 給食施設の平面レイアウト

給食施設の平面レイアウトは、以下の項目に配慮し計画を行った。

①食物アレルギー対応食専用調理室の設置

アレルギー食品の混入のリスクを低減させ、安心・安全な給食の提供を目指すため、アレルギー専用調理室を設置する。

②炊飯設備の導入

新たに整備する給食施設においては、炊飯設備を導入する。

③オール電化の採用

熱効率が高く排熱を伴わない、火を使わないため事故の発生を抑制できる、快適な作業環境を確保できる、教育環境の悪化を最小限に抑えられる等のメリットがある電化厨房の採用を基本とする。

④空調設備の設置

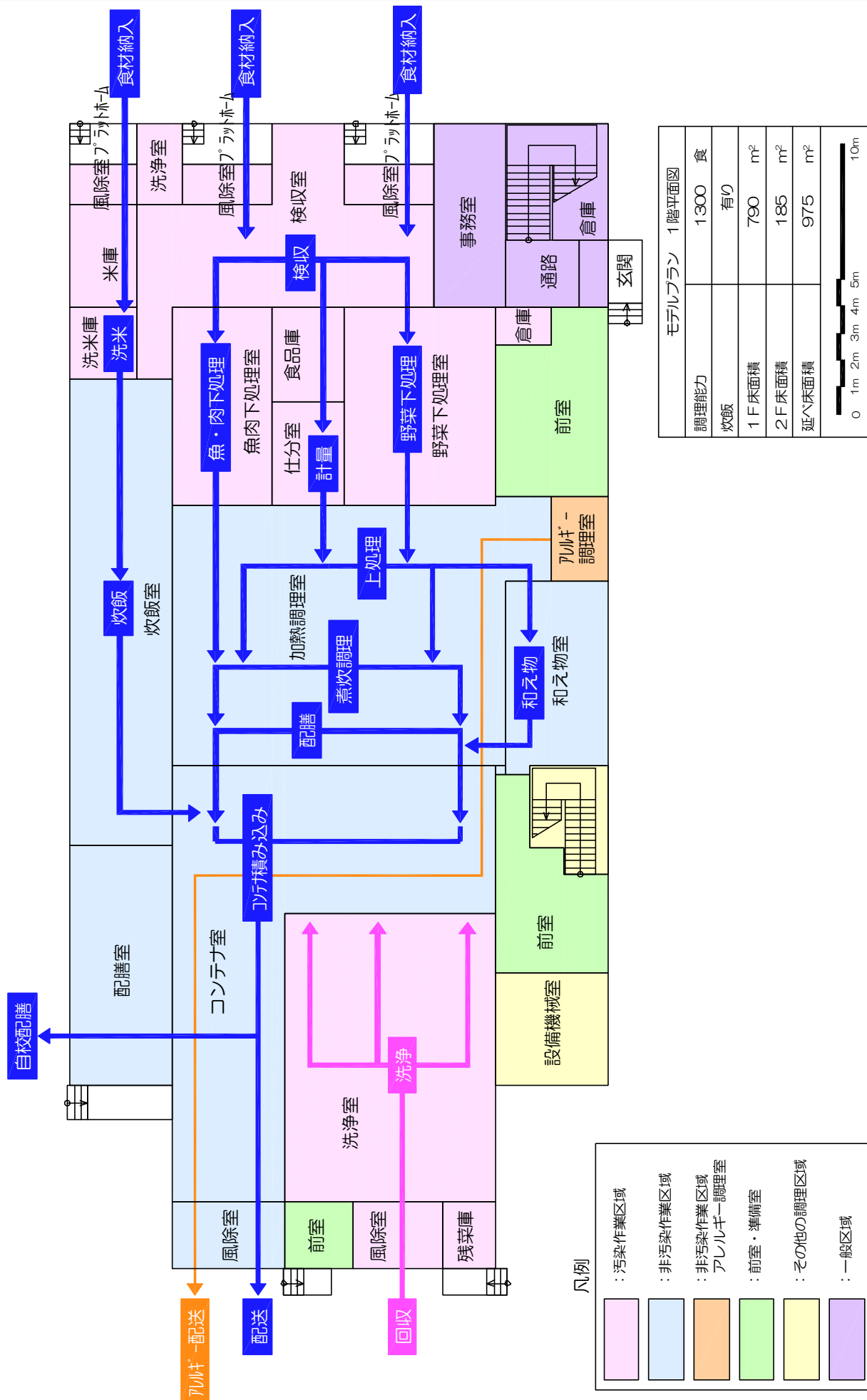
快適な作業環境を確保するとともに、安定した温度・湿度とすることで細菌の発生を抑え、食中毒の発生を予防するため、空調設備を設置する。

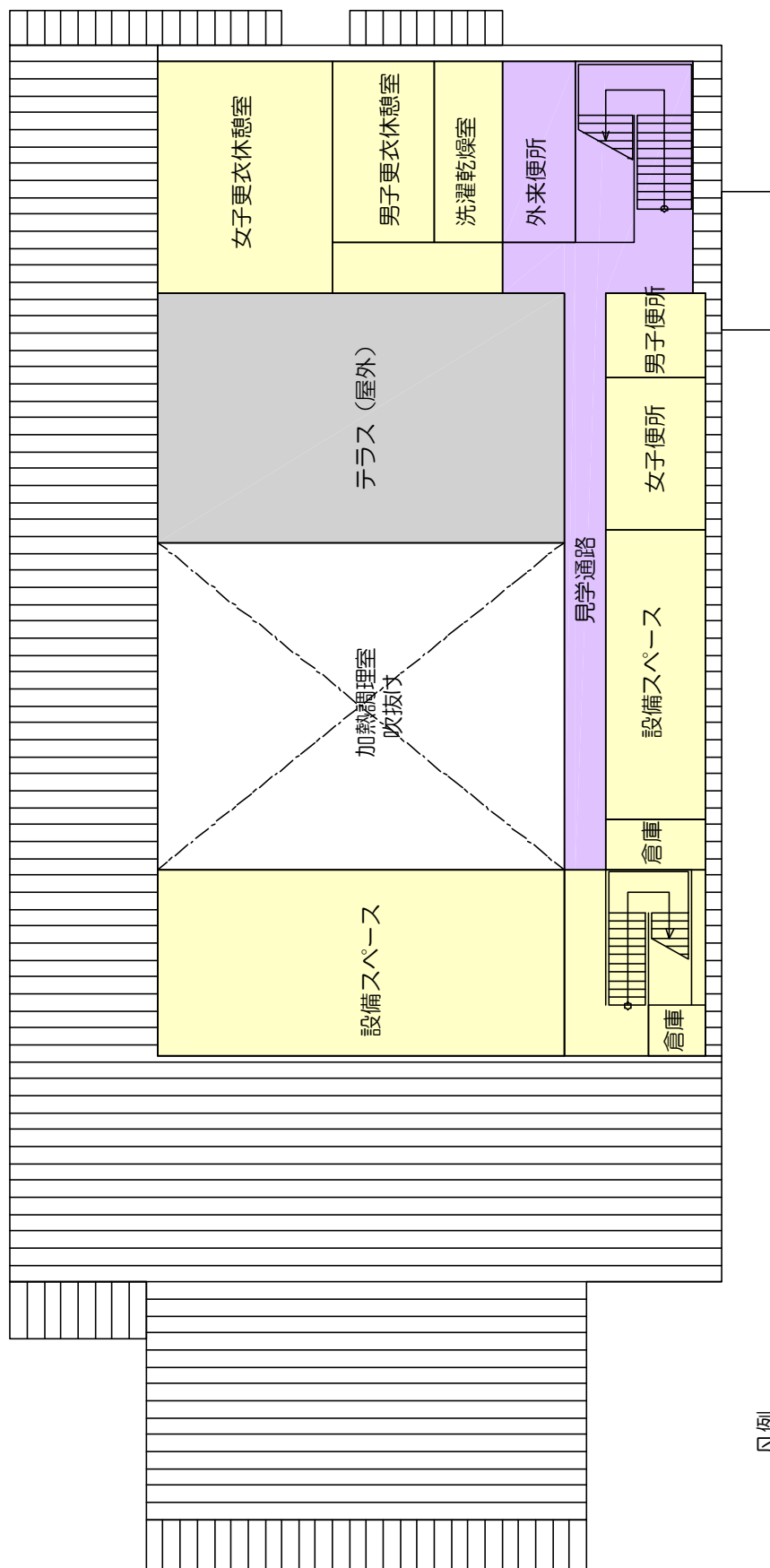
(2) 給食施設に求められる機能の整理

以下に給食施設に必要とされる機能と区分の考え方を示す。

区分		必要とする機能	
施設全体	給食エリア	汚染作業区域	検収室、米庫、洗米庫、食品庫、仕分室、魚肉下処理室、野菜下処理室、器具洗浄室（下処理）、洗浄室、残菜庫
		非汚染作業区域	加熱調理室、炊飯室、和え物室、アレルギー調理室、コンテナ室、配膳室
		前室	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室
	事務エリア	一般エリア	事務室、玄関、見学通路、便所、廊下・階段
		調理員エリア	更衣室、洗濯乾燥室、便所
その他		プラットフォーム、設備機器室	
付帯施設		ゴミ置場、廃水処理施設、受水槽	

16、17 ページには、本市の考える給食施設のモデルプランを示す。なお、敷地の形状や校舎との接続及び食数により、面積や形状の変更がある。





モデルプラザ 2階平面図

調理能力	1300 食
炊飯	有り
1F床面積	790 m ²
2F床面積	185 m ²
延べ床面積	975 m ²

0 1m 2m 3m 4m 5m 10m

凡例

: その他の調理区域
 : 一般区域

2. 施設規模と配置

親となる学校について、給食施設の施設規模と設置位置の検討を行った。

設置位置は以下の条件をもとに検討を行った。

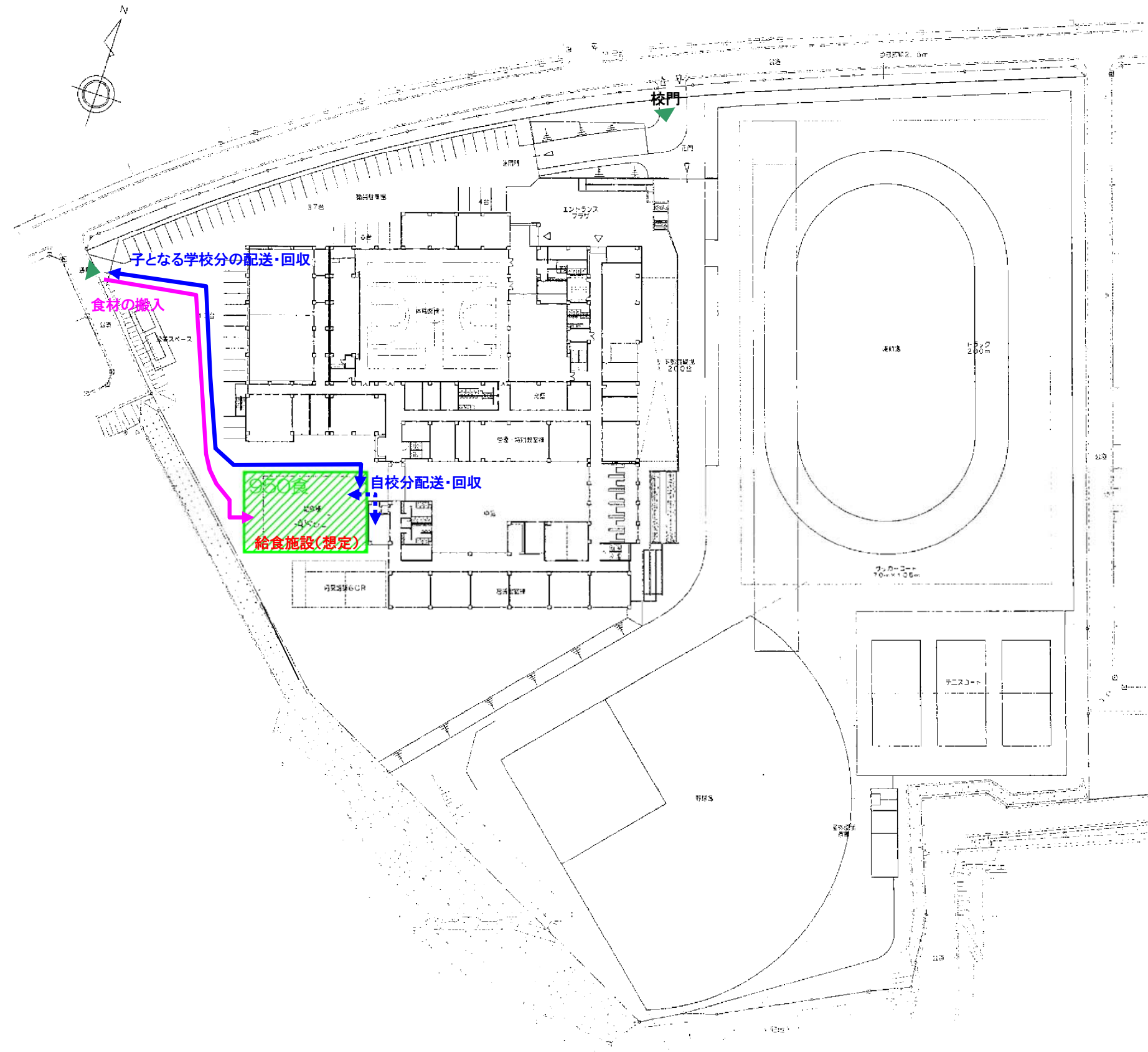
- ・設置の検討には施設規模を想定する必要があるため、事例により、1000食までを0.8㎡/食、1300食までを0.75㎡/食、1500食までを0.7㎡/食を施設規模の単位とする。
- ・配膳面を配慮し、校舎に接続できる位置に整備するものとし、敷地内における車両配送は行わないこととする。
- ・原則として、グラウンドへの整備は避ける。ただし、サブグラウンド、広場等がある場合には、設置を検討する。
- ・出来る限り教室への日影等の影響が少ない配置とする。

給食施設設置校の配置計画を次ページ以降に示す。

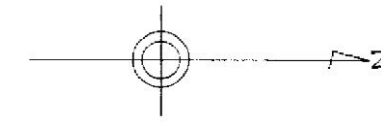
【(仮称) 公津の杜中学校】 (エリア①) S=1/1000

概要

対象校	親：(仮称) 公津の杜中学校 (748 食) 子：公津小学校 (198 食)
対象食数	946 食
施設規模	調理能力 950 食 延べ面積約 560 ㎡
配置 メリット	・新校舎の配膳室へ直接接続することが可能である
配置 留意点	・給食施設設置可能スペースが限られており、建築面積 450 ㎡程度となる
備考	・平成 22 年度校舎実施設計中である ・給食施設設置可能スペースが限られていることから、個別に施設規模を想定した ・建築基準法第 48 条の用途の許可申請を行う必要がある



【本城小学校】 (エリア②) S=1/1000



①敷地東側道路



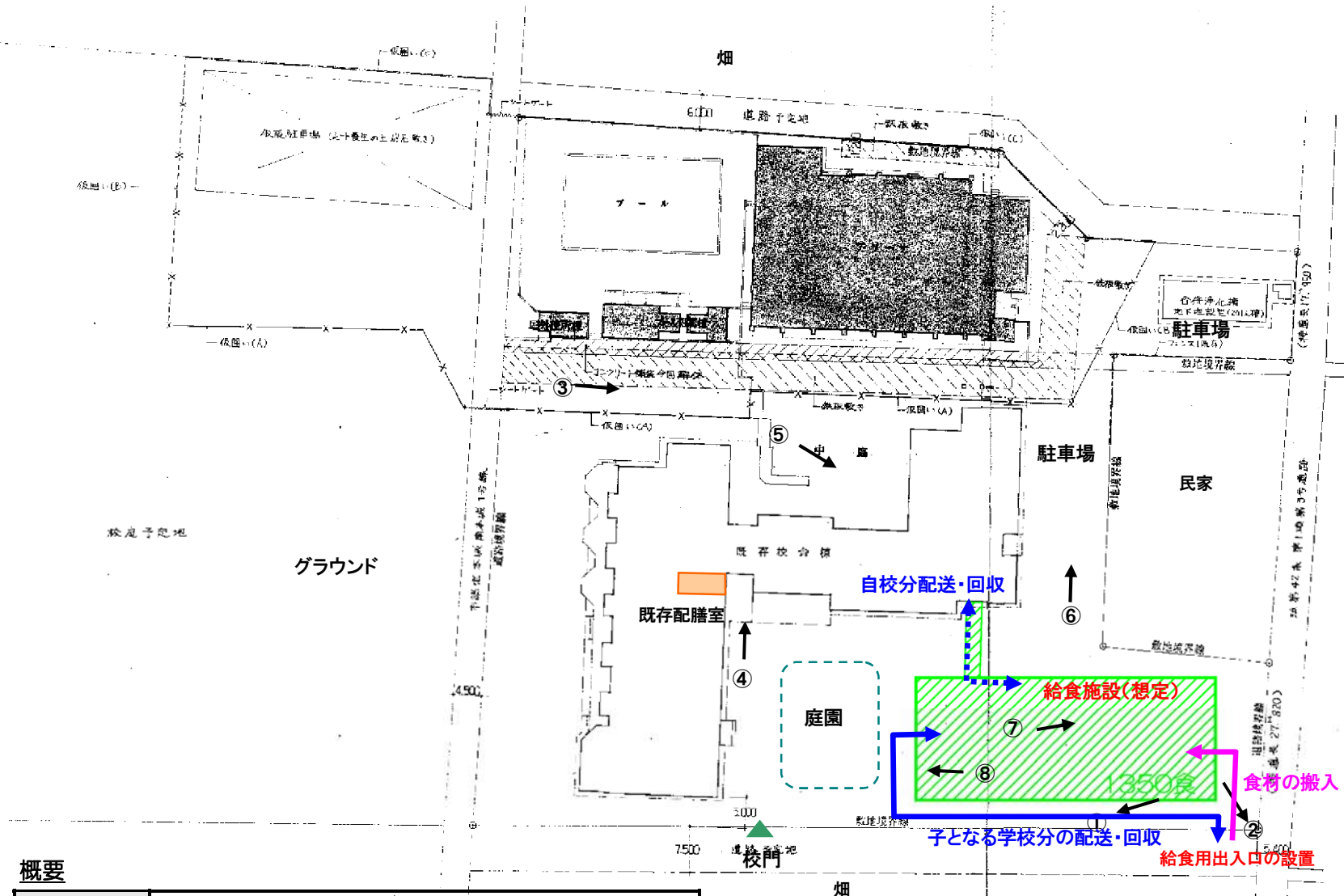
②敷地北側交差点



③プールと校舎間の中庭



④既存配膳室



⑤校舎と体育館間の中庭



⑥校舎北側駐車場



⑦北側倉庫、うさぎ小屋



⑧敷地東側の庭園

概要

対象校	親：本城小学校（368食） 子：遠山小学校（62食）、三里塚小学校（463食） 東小学校（31食）、遠山中学校（401食）
対象食数	1325食
施設規模	調理能力 1350食 延べ面積約 975㎡
配置 メリット	・北側敷地に余裕があるため、給食施設の配置が可能である
配置 留意点	・既存の庭園の一部を撤去する必要がある ・臭気、音などの影響について、隣接する学校北側の民家への配慮が必要である
備考	・下水道未整備地区 ・給食廃水処理施設を駐車場地下に設置する必要がある

【公津の杜小学校】 (エリア③) S=1/1000



①北西側敷地境界



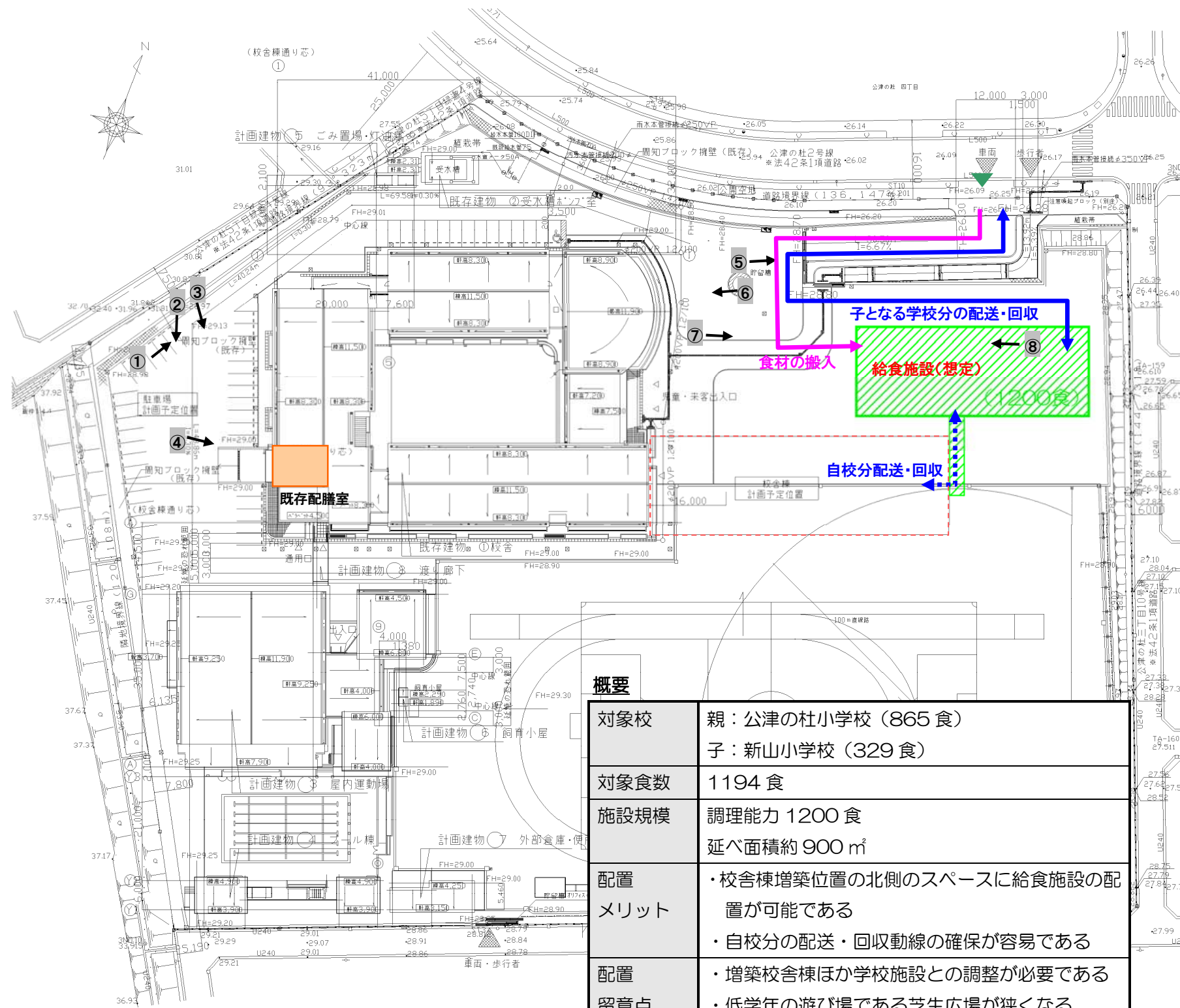
②北西側敷地境界高低差



③校舎西側駐車場



④既存配膳室



⑤校門からのアプローチ



⑥エントランス前広場



⑦将来増築予定地



⑧アプローチとの高低差

概要

対象校	親：公津の杜小学校（865食） 子：新山小学校（329食）
対象食数	1194食
施設規模	調理能力 1200食 延べ面積約 900㎡
配置 メリット	・校舎棟増築位置の北側のスペースに給食施設の配置が可能である ・自校分の配送・回収動線の確保が容易である
配置 留意点	・増築校舎棟ほか学校施設との調整が必要である ・低学年の遊び場である芝生広場が狭くなる
備考	・建築基準法第 48 条の用途の許可申請を行う必要がある

【平成小学校】 (エリア④) S=1/1000



①校門からのアプローチ



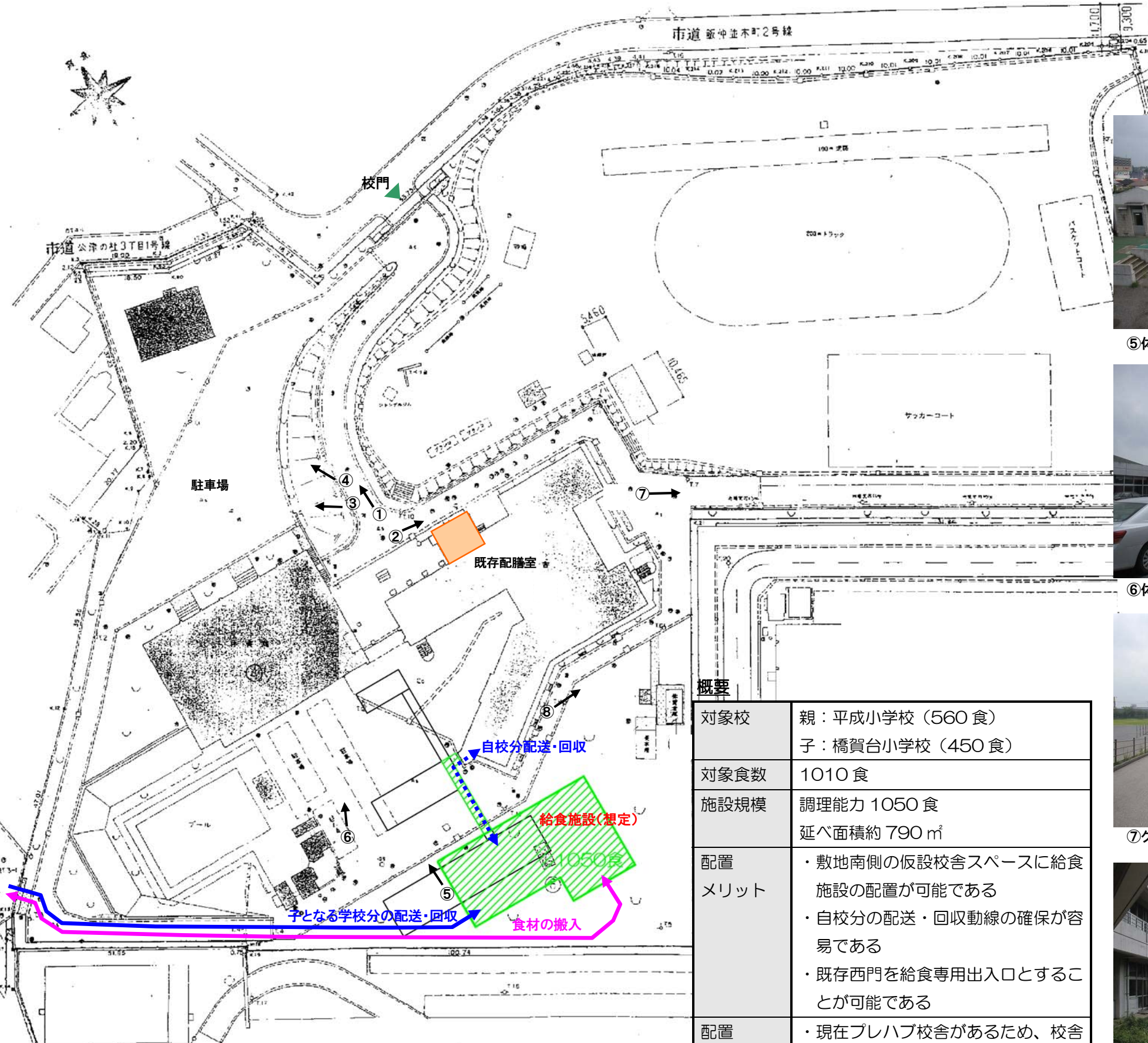
②校舎北側



③体育館北側の駐車場



④児童ホーム



⑤体育館南側の駐車場



⑥体育館南側の駐車場



⑦グランド南側の通路



⑧校舎南側の緑地

概要	
対象校	親：平成小学校（560食） 子：橋賀台小学校（450食）
対象食数	1010食
施設規模	調理能力 1050食 延べ面積約 790㎡
配置 メリット	・敷地南側の仮設校舎スペースに給食施設の配置が可能である ・自校分の配送・回収動線の確保が容易である ・既存西門を給食専用出入口とすることが可能である
配置 留意点	・現在プレハブ校舎があるため、校舎の増改築スケジュールにあわせて整備する必要がある

【美郷台小学校】 (エリア⑤) S=1/1000

概要

対象校	親：美郷台小学校（491食） 子：八生小学校（104食） 成田中学校（714食）
対象食数	1309食
施設規模	調理能力 1350食 延べ面積約 975㎡
配置メリット	・校舎の増築予定スペースに、隣接して設置が可能である ・自校分の配送・回収動線の確保が容易である
配置留意点	・職員駐車場を別途確保する必要がある
備考	・増築校舎との整備スケジュール調整が必要 ・前面道路からの給食単独出入口の設置も可能 ・建築基準法第48条の用途の許可申請を行う必要がある



①校舎南側



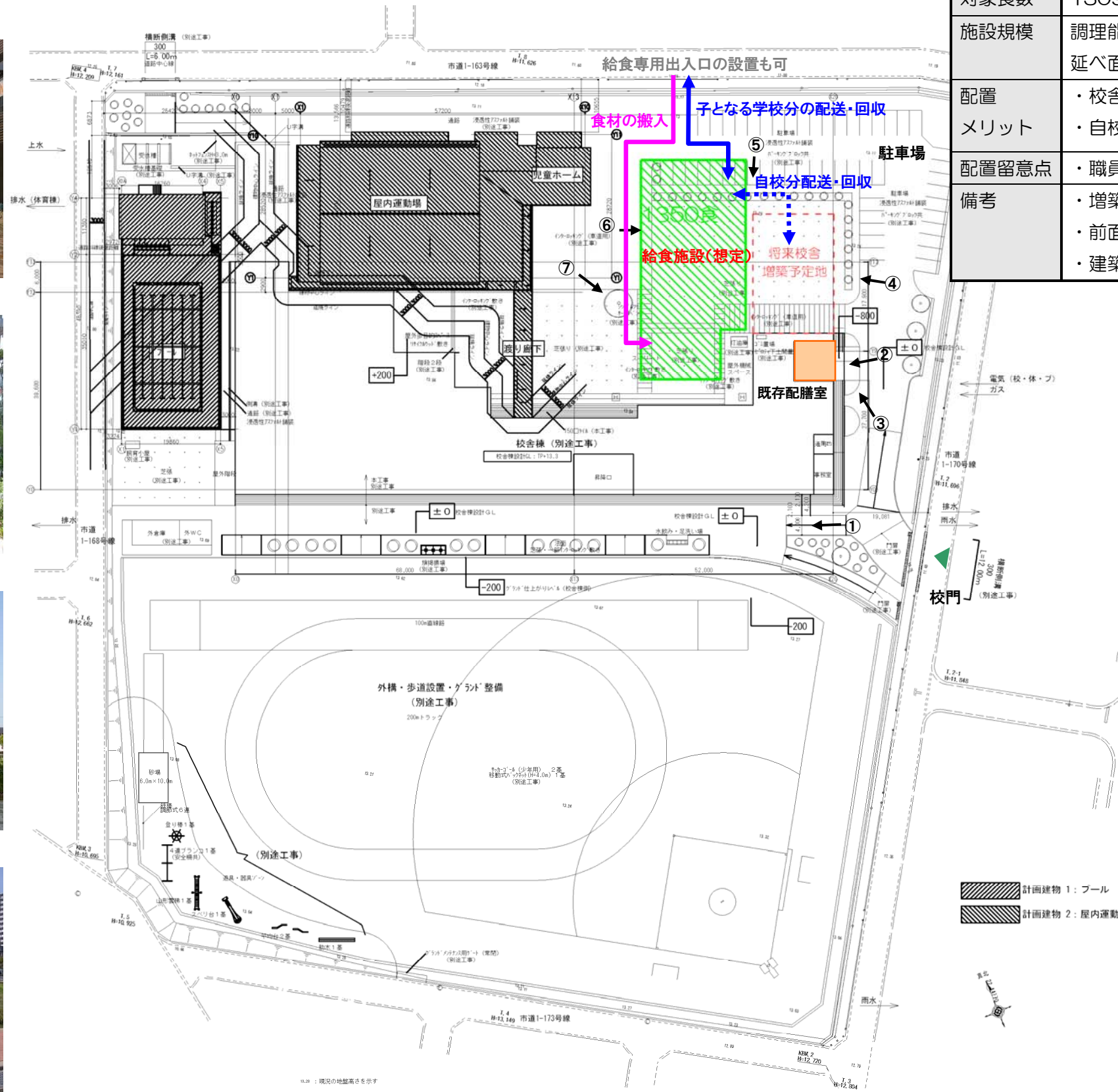
②既存配膳室



③既存配膳室



④校舎北側校舎増築スペース



⑤校舎北側校舎増築スペース



⑥校舎北側校舎増築スペース



⑦校舎北側芝生の広場

【向台小学校】 (エリア⑥) S=1/1000



①校門



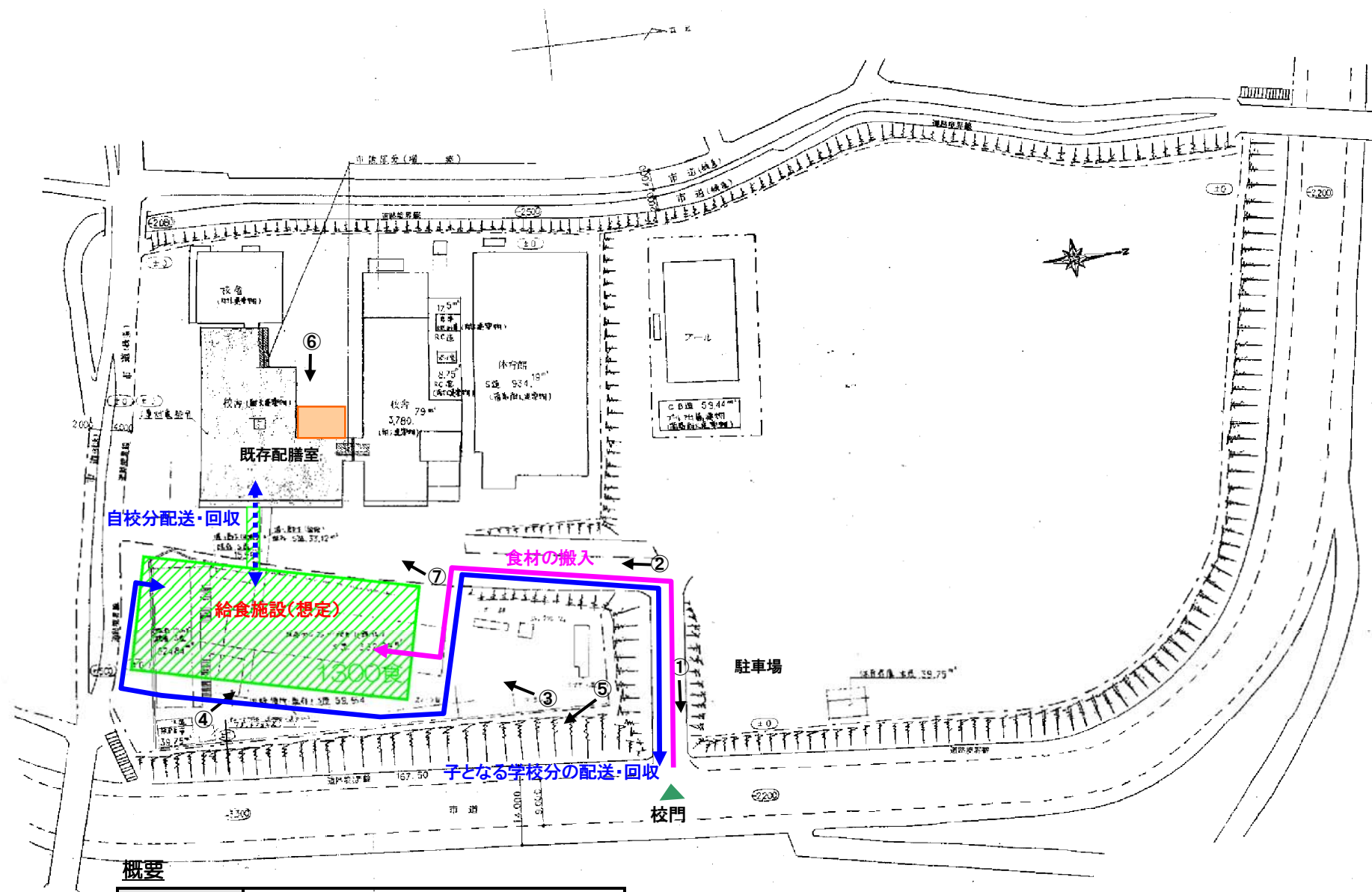
②グラウンドから校舎へのアプローチ



③校舎東側の芝生の広場



④校舎東側の芝生の広場



概要

対象校	親：向台小学校 (369 食) 子：成田小学校 (910 食)
対象食数	1279 食
施設規模	調理能力 1300 食 延べ面積約 975 m ²
配置 メリット	・校舎東側のプレハブ校舎跡地に給食施設設置スペースが十分にある ・自校分の配送・回収動線の確保が容易である
配置 留意点	・車両出入口は校門（正門）からとなる（専用出入口は設置不可能）
備考	・建築基準法第 48 条の用途の許可申請を行う必要がある



⑤敷地東側道路



⑥既存配膳室



⑦校舎東側児童昇降口

【加良部小学校】 (エリア⑦) S=1/1000

概要

対象校	親：加良部小学校（862食） 子：中台小学校（184食）
対象食数	1046食
施設規模	調理能力 1050食 延べ面積約 790㎡
配置 メリット	・校舎北側の駐車スペースを利用し給食施設の設置が可能である ・自校分の配送・回収動線の確保が容易である
配置 留意点	・職員駐車場を別途確保する必要がある
備考	・建築基準法第 48 条の用途の許可申請を行う必要がある



①敷地南側道路



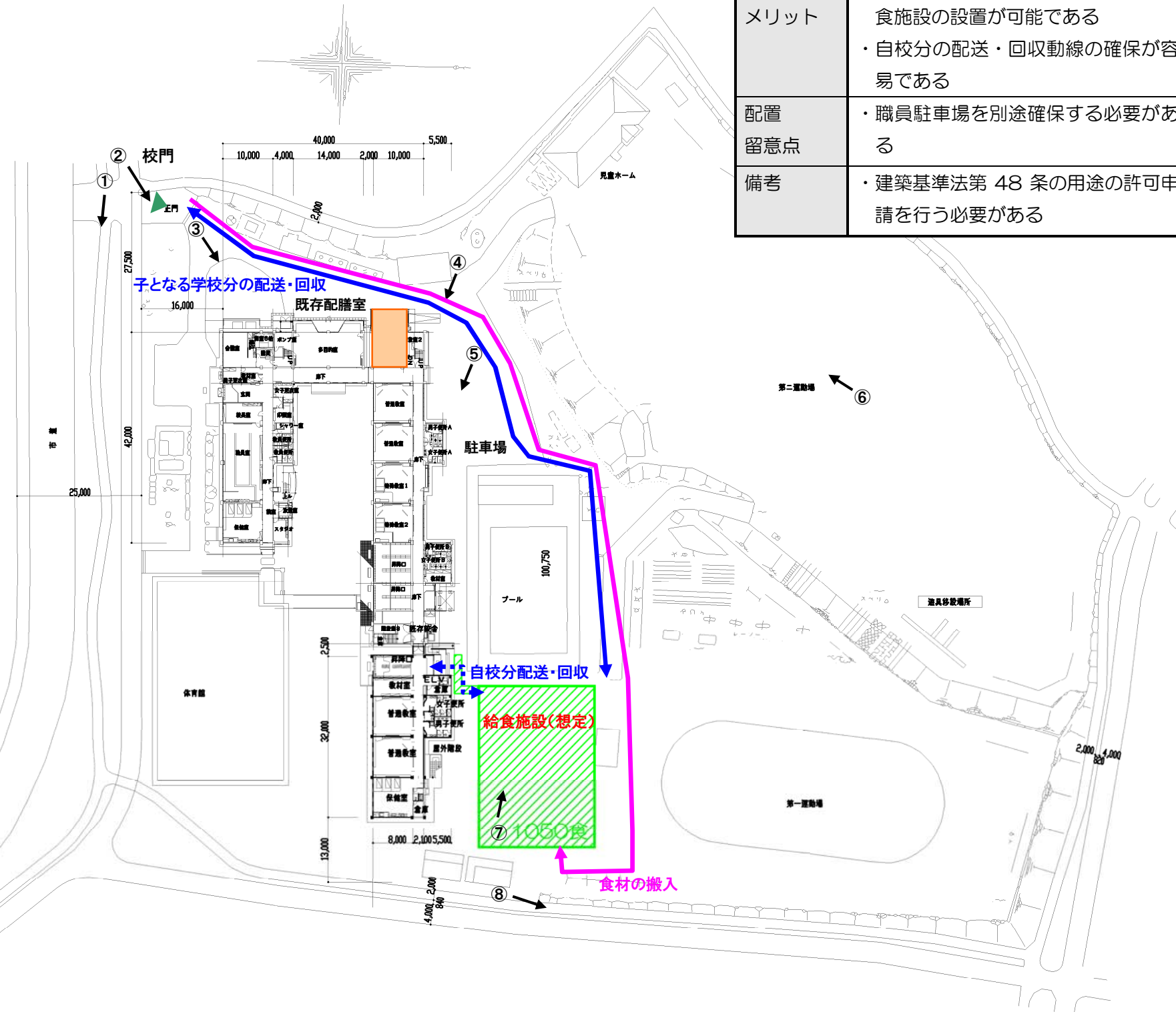
②校門



③校門付近の中庭



④既存配膳室



⑤校舎北側



⑥グラウンド



⑦校舎北側の空地、プール



⑧敷地東側緑道

【西中学校】 (エリア⑧) S=1/1000



①校舎北側の広場



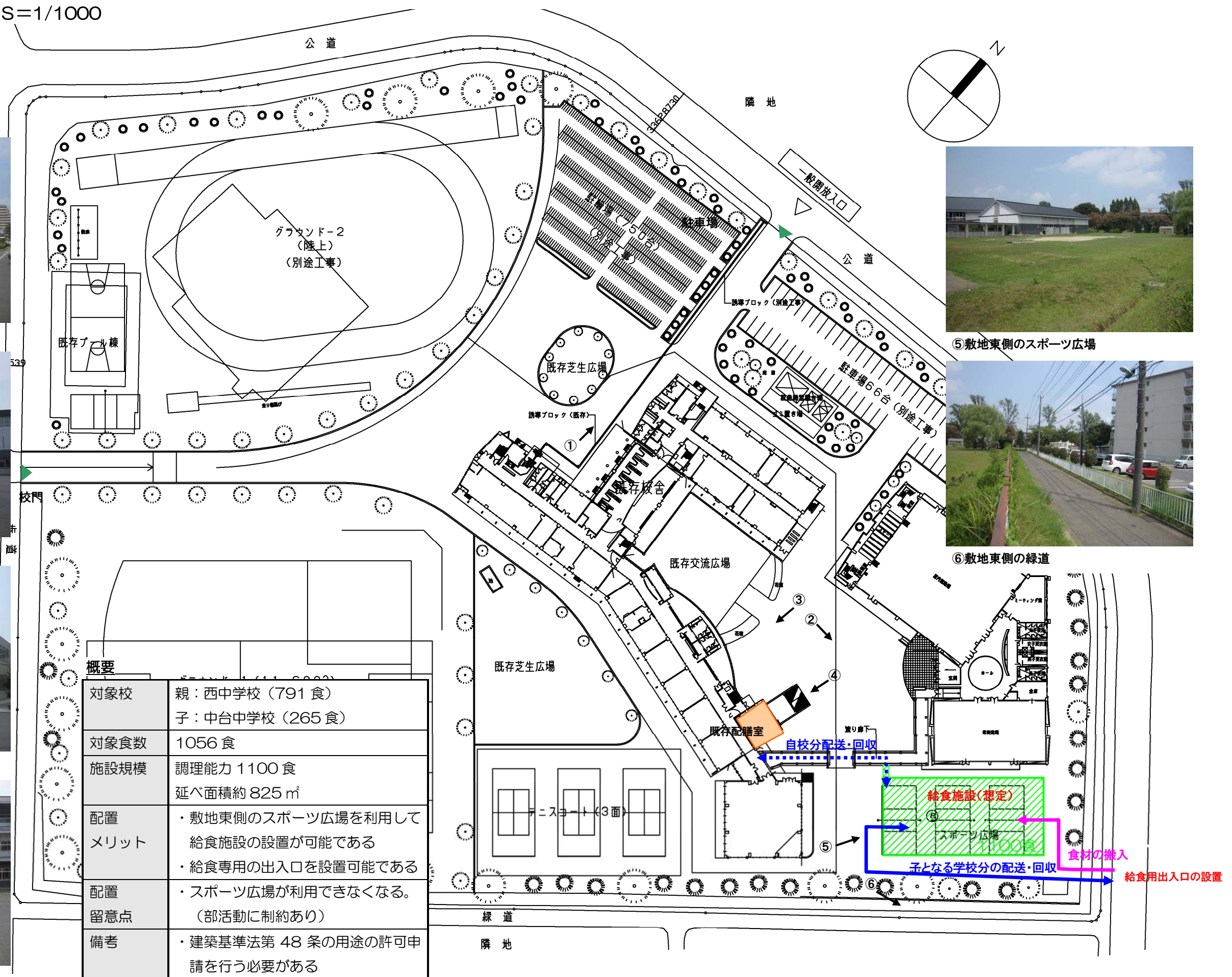
②校舎と体育館間の広場



③仮設校舎



④既存配膳室



概要

対象校	親：西中学校（791食） 子：中台中学校（265食）
対象食数	1056食
施設規模	調理能力 1100食 延べ面積約 825㎡
配置 メリット	・敷地東側のスポーツ広場を利用して給食施設の設置が可能である ・給食専用の出入口を設置可能である
配置 留意点	・スポーツ広場が利用できなくなる。 （部活動に制約あり）
備考	・建築基準法第 48 条の用途の許可申請を行う必要がある

【神宮寺小学校】 (エリア㊟) S=1/1000



①校門



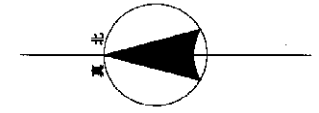
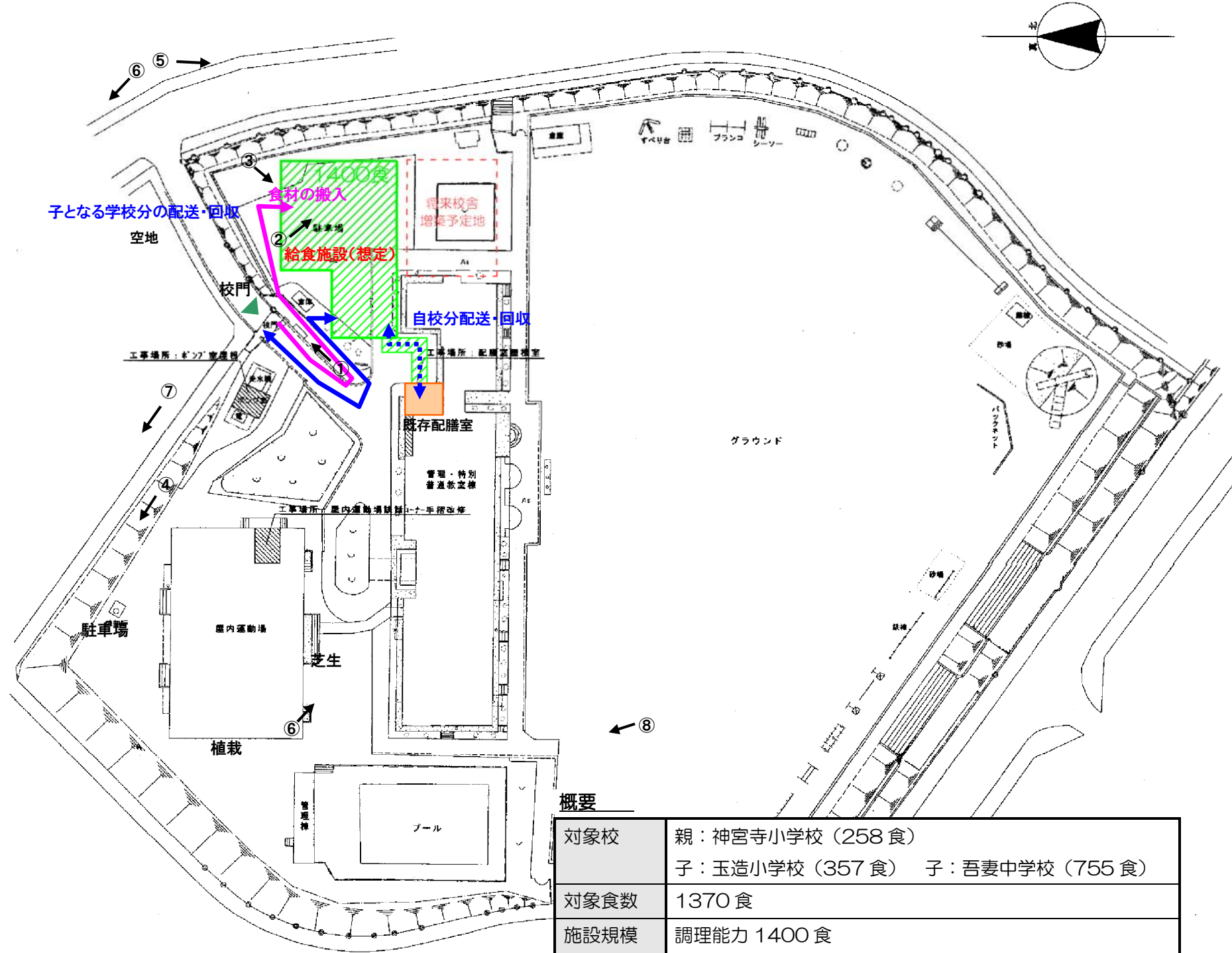
②校舎東側の駐車場



③校舎東側の駐車場



④体育館裏の駐車場



⑤敷地東側の道路



⑥敷地東側の道路



⑦敷地北側の緑道



⑧校庭にある児童ホーム

概要

対象校	親：神宮寺小学校（258食） 子：玉造小学校（357食） 子：吾妻中学校（755食）
対象食数	1370食
施設規模	調理能力 1400食 延べ面積約 980㎡
配置 メリット	・校舎棟増築予定地に隣接して設置が可能である ・給食専用の出入口の設置が可能である
配置留意点	・職員用駐車場の確保が別途必要となる
備考	・建築基準法第48条の用途の許可申請を行う必要がある

【吾妻小学校】 (エリア⑩) S=1/1000



①外来、職員昇降口



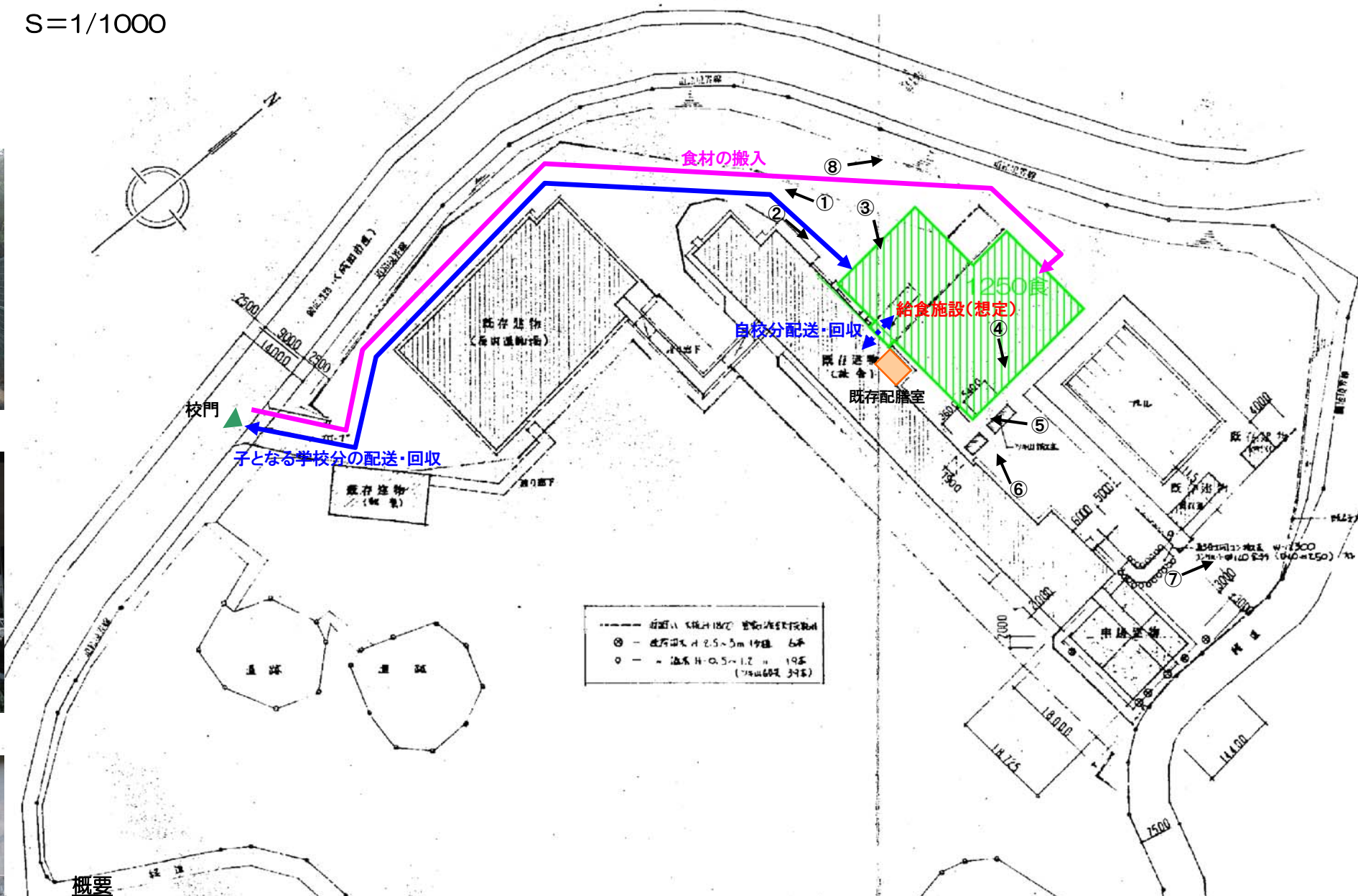
②職員駐車場



③既存配膳室



④職員駐車場



概要

対象校	親：吾妻小学校（899食） 子：玉造中学校（337食）
対象食数	1236食
施設規模	調理能力 1250食 延べ面積約 940㎡
配置 メリット	・敷地北側の駐車場に給食施設を設置することで、既存配膳室の活用が可能である
配置 留意点	・職員駐車場を別途確保する必要がある
備考	・高低差処理を行えば、前面道路からの給食単 独出入口の設置が可能である ・建築基準法第 48 条の用途の許可申請を行う 必要がある



⑤職員駐車場



⑥職員駐車場



⑦校舎北側緑地



⑧北側前面道路

3. 整備スケジュール

親子方式への移行は一定の期間が必要となることから、既存センター（玉造分所）を15年間延命する措置を行いながら、順次整備を行っていくこととする。最も老朽化が激しい既存センター（本所）については、新たな施設で給食を提供できる体制を整え、5年を目途に閉鎖することとした。

	既存センター		親となる学校の整備
	玉造分所 能力 7,000 食	本所 能力 3,000 食	
H22 年度 第 1 期 (5 年間) H23 年度 ~ H27 年度	延命措置 	 廃止	エリア①(仮称)公津の杜中(子:公津小)946食 エリア②本城小(子:遠山小、三里塚小、東小、遠山中)1325食 (本城小に給食施設整備後、エリア②の食数が1500食を超えるようであれば、遠山中に給食施設を整備する。) エリア③公津の杜小(子:新山小)1194食 (合計 3465 食)
第 2 期 (10 年間) H28 年度 ~ H37 年度	 廃止	親となる学校に給食施設が整備され次第随時移行	エリア④平成小(子:橋賀台小)1010食 エリア⑤美郷台小(子:八生小、成田中)1309食 エリア⑥向台小(子:成田小)1279食 エリア⑦加良部小(子:中台小)1046食 エリア⑧西中(子:中台中)1056食 エリア⑨神宮寺小(子:玉造小、吾妻中)1370食 エリア⑩吾妻小(子:玉造中)1236食 エリア⑪新設小(下総・久住・豊住)1093食 エリア⑫新設小(大栄)977食

- 1 給食施設整備順序は、以下の①～⑤によって優先度を決めている。
 - ① 新たに学校を建設する地域に立地する。
 - ② 現給食センターから遠距離に立地する。
 - ③ 人口急増地域に立地する。
 - ④ 人口の大きな変動が予測されず、児童生徒数があまり変わらない地域に立地する。
 - ⑤ 児童生徒数の予測が困難な地域に立地する。
- 2 整備順序は、児童、生徒数の変動や財政状況により変更する場合がある。
- 3 下総分所及び大栄分所は平成2年に整備されており、成田(玉造)に比べ再整備が急務ではないことや、学校の統廃合も予定されていることから、状況を見極めて最後に整備する。

4. パブリックコメントの実施結果

平成 22 年 12 月 15 日から 28 日まで学校給食施設整備実施計画（案）についてのパブリックコメントを実施した。

結果を以下に示す。

No	提出された意見の趣旨	意見に対する市の考え方
1	食数を合わせて配置、地域を決めているがその理由は何ですか。1 施設での調理食数が 1000 食以上となっていますが本当に効率的な数なのでしょうか。食数が多すぎると思います。	①食物アレルギー対応、②あたたかい給食の提供、③食育の推進、の 3 つの整備目的の実現に向けたきめ細かい対応が可能となる効率的な施設とするため、概ね 1000 食から最大でも 1500 食以下としました。この食数規模であれば、食物アレルギー対策や食育、あたたかい給食の提供は可能となると判断しました。
2	地域状況に合わせて、吾妻地区は 1000 食以内で考えてほしい。吾妻小学校は単独方式がいいのではないか。	本実施計画案では、吾妻小学校に給食施設を設置する計画としております。将来的に、はなのき台及びニュータウン北部地区の児童生徒数の推移を見極めることができた時点で組み合わせの再検討を計画しています。
3	エリア②遠山地区の 1325 食、5 校は多すぎませんか。2 ヶ所にしてほしい。増加見通しがあるようでしたら最初から分けた方が良くはないのですか。	No. 1 に示す市の考え方から食数を設定しています。 エリア②遠山地区は、人口の動向が見極めにくい地域であるため、当初は本城小学校に給食施設を整備する計画とし、将来的に児童生徒数が増加して食数が 1500 食を超えるようであれば、遠山中学校に給食施設を整備する計画としています。
4	エリア⑩下総 5 校は多すぎませんか。（豊住は遠いと思います。配送に時間がかかりすぎるように思います。小規模センター方式に思えます。）	No. 1 に示す市の考え方から食数を設定しています。 下総地区は、組み合わせの学校数が 5 校ですが、対象食数が 1000 食程度となるため、給食施設の設定は 1 ヶ所としています。豊住小学校につきましては、配送経路を検討し、極力短時間で配送したいと考えています。

5	<p>学校給食施設整備方針を実現させるのに最も近いのは1000食以下での自校方式ではないかと思いをします。</p> <p>温かいものは温かく、冷たいものは冷たいままでおいしい給食が食べられます。栄養士や調理員さんとのふれあいが生まれて食育教育ができると思っています。地元の農産物が利用できてアレルギー除去食にも対応がしやすくなります。</p>	<p>平成21年度に策定した「学校給食施設整備基本計画」において、敷地が狭隘なため給食施設の設置が困難な学校があることや、自校方式とセンター方式の双方のメリットを活かせること等をふまえ、「親子方式」への移行を進めることとしています。</p> <p>食育、地産地消、アレルギー対応についてもきめ細かい対応を図るよう努めてまいります。</p>
6	<p>成田小は単独方式とできませんか。</p>	<p>成田小学校は、敷地が狭隘であることから給食施設の設置が困難であると判断しました。</p>
7	<p>温かい給食の提供について、調理後2時間以内は長すぎると思っています。</p>	<p>文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に示されている「調理後2時間以内に給食ができるように努めること」を満たすことを最低条件とし、出来る限り迅速に給食を提供できるよう努めます。</p>
8	<p>計画期間15年間は長すぎませんか。早めの設置をお願いしたい。10年でできないか。</p>	<p>現有施設の状況や親となる学校の状況、市の財政状況などを考慮して、一年に一施設の整備を想定して整備スケジュールを設定しています。</p>
9	<p>10年以降は子どもの状況も変化すると思われるため、もう少し早めか綿密な計画が必要なのではないか。第2期以降の計画については、いつ頃決定を行うのですか。また、途中で意見を聞いたりしないのですか。</p>	<p>今後、社会情勢や児童生徒数の推移を見ながら、5年ごとに見直しを行う予定としています。</p>
10	<p>アレルギー対応についての方針が明確化されたことは評価出来ます。但し、アレルギー除去食について15年は待てません。一日も早い実施を望みます。</p>	<p>整備の早遅による食物アレルギー対応の不公平の解消については、暫定的に、既存センターにアレルギー対応食調理コーナーを設置するなどの方策により、除去食の提供が可能な環境を整備することを検討します。</p>
11	<p>食育推進や地元の農業活性化のためにも、地産の野菜の使用など、地産地消を学校給食の柱として進めてほしい。子供達に食べることで旬や農業を意識づけることは大切だと思います。実際に進めるためには市と生産者との連携が必要であると思う。</p>	<p>地産地消については、親子方式移行目的の3項目の一つである食育の推進の中で重要な位置を占めるものであると考えています。また、地産地消を進めるにあたっては、生産者の方々との連携は不可欠であると考えています。今後、供給可能体制の構築等について、関係部署と協議を行います。</p>

12	オール電化とした理由は何ですか。電気とガスはそれぞれ一長一短があると思いますので、今の段階でオール電化を決めてしまうのは良くないと思います。	給食施設の熱源については、近年の他市町村の同等規模事例等から安全面、環境面、費用面等、総合的に勘案し、比較検討した上でオール電化を基本としました。今後の各施設の設計段階において、より詳細な検討を行います。
----	--	--

5. 課題の整理

(1) 合意形成について

第1期(5年間)に整備を想定している事業については、駐車場、サブグラウンドの移設、安全確保等、学校や関係各部署との協議・合意形成を進めていく必要がある。

(2) 法規面について

給食施設の法規上の用途は「工場」となるため、住宅系用途地域への整備は許可申請を行うことが前提となる。この他建築基準法の規定について、特に第1期(5年間)の整備を想定している事業については、個別に協議を行っておく必要がある。

(3) 整備の早遅による食物アレルギー対応の不公平の解消について

暫定措置として、既存センターにアレルギー対応食調理コーナーを設置するなどの方策により、除去食の提供が可能な環境を整備することを検討する。